5　試験結果の記載方法

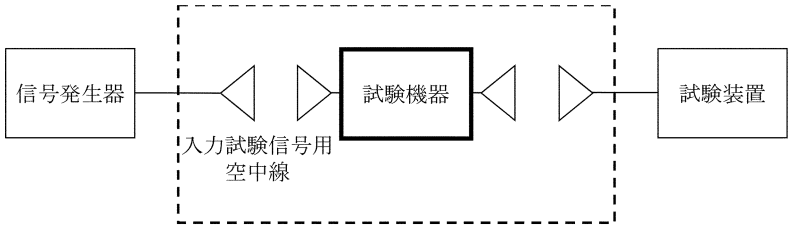
測定値をGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

試験機器（再生中継方式の場合に限る。）を無変調状態とすることができる場合は、周波数計としてカウンタを用いて測定を行うことができる。

三　温湿度試験

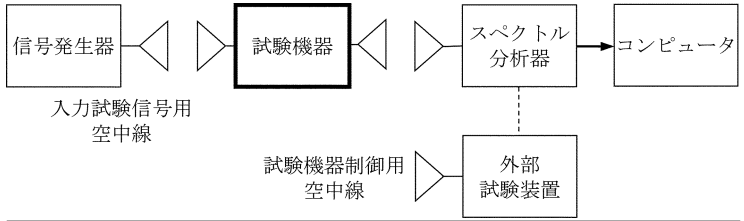
別表第八十五の三の項に同じ。ただし、測定系統図は次のとおりとする。



温湿度試験槽（恒温槽）

四　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

スペクトル分析器は、次のように設定する。

(1)　中心周波数　試験周波数

(2)　掃引周波数幅　占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで

(3)　分解能帯域幅　占有周波数帯幅の許容値の１％以下

(4)　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度

(5)　Ｙ軸スケール　10dB／Div

(6)　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値

(7)　データ点数　測定精度が保証される点数

(8)　掃引時間　測定精度が保証される時間

(9)　掃引モード　連続掃引

(10)　検波モード　ポジティブピーク

(11)　表示モード　マックスホールド